

貯水槽（受水槽）の管理に関する誓約書

八街市水道事業

八街市長 北村 新司 様

貯水槽（受水槽）管理者

住 所

氏 名

印

貯水槽（受水槽）の管理について下記のとおり誓約いたします。

- 1 水槽の清掃を1年以内ごとに1回定期的に行います。
- 2 有害物、汚水等により水が汚染されるのを防止するため、点検や必要な措置を講じます。
- 3 給水栓において色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行います。
- 4 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じます。